

みのり ひかり 農と輝の大地

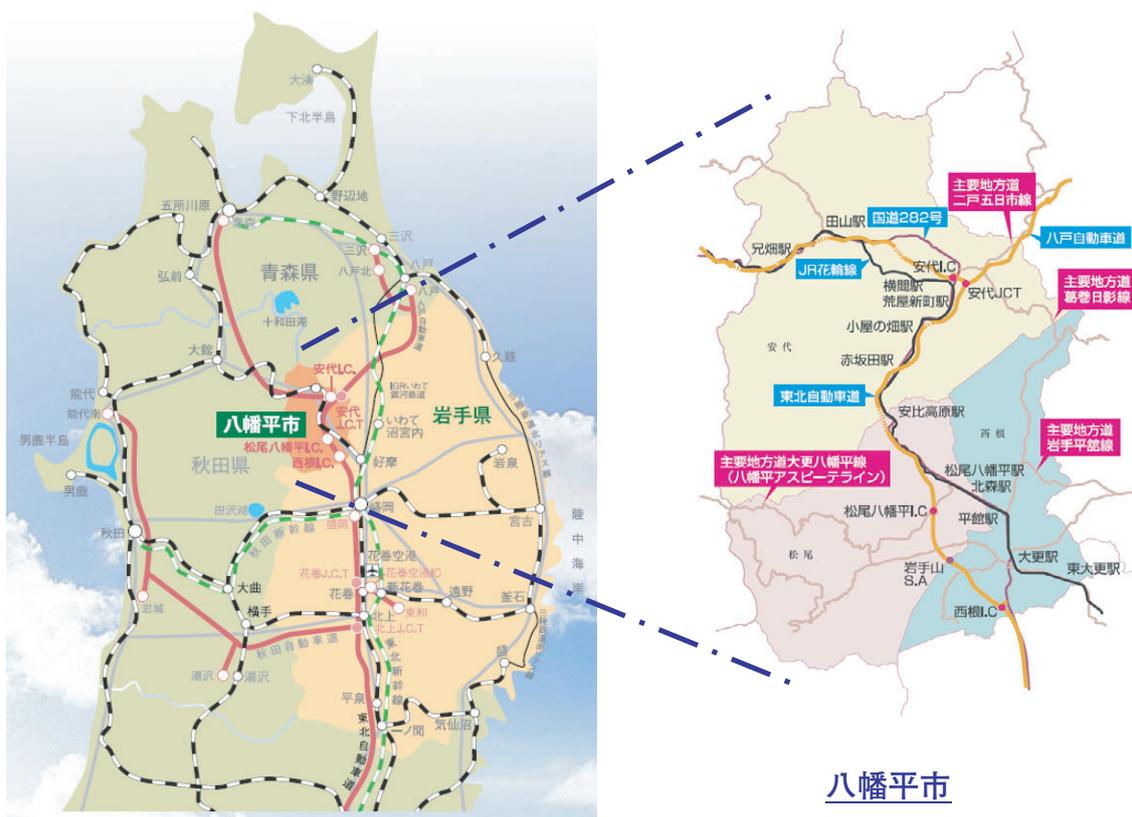
～大自然の恵みに満ちた交流新拠点をめざした 道路整備への取り組み（県道の権限移譲を受けて）～

岩手県 八幡平市 建設部 建設課

1. はじめに

●八幡平市の誕生

平成 17 年 9 月 1 日、旧西根町・松尾村・安代町が合併し、八幡平市が誕生しました。北東北 3 県の中心地に位置し、古くから秋田県や青森県へ通じる鹿角街道が縦断する交通の要衝として発展した地域で、現在では東北自動車道・八戸自動車道や国道 282 号、さらには J R 花輪線が縦貫し、交通の利便性に優れた地域特性を生かした交流新拠点を目指しながら、農業や観光などを中心とする産業振興を図っています。



市の南端には岩手山（日本百名山、標高 2,038 m）がそびえ、西部地域は、八幡平（十和田八幡平国立公園）をはじめとする奥羽山脈の山々が南北に連なり、中央部は前森山、七時雨山（新日本百名山）、田代山などの山々が横断しています。

市の人口は 28,690 人（平成 22 年国勢調査の県集計速報値）、面積は 862.25 km²で、恵まれた自然環境の中で水稲、野菜、花き、畜産、果樹など幅広い農業生産活動が営まれています。中でも高品質・良食味米の生産地として、また、第 27 回農林水産祭園芸部門で天皇杯を受賞した「雨よけほうれんそう」や、国内生産量の 4 割を占める「りんどう」の産地として全国的にも知られています。

みのり ひかり
●農と輝の大地

市では、市の将来像である「^{みのり ひかり}農と輝の大地」を実現していくため、岩手山・八幡平・安比高原等の美しい景観と自然の恵みを生かして産業を振興し、豊かな暮らしを願い、大自然の恵みに満ちた新拠点を目指し取り組んでいます。

^{みのり}農とは農業を意味し、豊富な農産物と健やかで喜びにあふれた人々が「結（結い）」の精神で生活している姿を表しています。

^{ひかり}輝とは豊かな自然と観光・商工業を表し、北東北の交流拠点として人や物、情報が活発に行き交い、未来に向かって発展する市の将来像を意味しています。



「八幡平の紅葉」



「岩手山・八幡平の夕焼け」

2. 八幡平市内の道路現況

●道路の管理

市内には東北自動車道が南北に縦断し、安代ジャンクションで八戸自動車道と分岐しています。これらの高速交通ネットワークの整備効果が発揮できるよう、国道282号・県道が幹線道路として連絡し、広域交通網としての役割を果たしています。また、市道は市民が日常的に利用する生活道路として、安全・安心な道路整備と日常の道路管理に努めています。

岩手県管理道路

平成21年4月1日現在 (m)

路線名	道路実延長	改良済延長	舗装済延長	除雪延長
国道282号	58,187	58,187	58,187	58,187
㊦ 二戸五日市線	5,578	5,578	5,578	5,578
㊦ 岩手平館線	8,406	8,406	8,406	8,406
㊦ 大更八幡平線	31,209	31,209	31,209	20,600
㊦ 葛巻日影線	13,818	13,818	13,818	1,800
㊥ 田山花輪線	7,794	7,794	7,794	7,794
㊥ 大更好摩線	3,661	3,661	3,661	3,661
㊥ 雫石東八幡平線	15,181	12,316	11,370	8,000
㊥ 岩手大更線	4,085	4,085	4,084	4,085
㊥ 八幡平公園線	16,197	16,197	16,197	0

八幡平市道

平成21年4月1日現在 (m)

市道路線数	道路実延長	改良済延長	舗装済延長	除雪延長
972	930,641	707,080	598,049	599,640



市道の道路維持管理状況



市道の除雪状況

3. 県道の権限移譲について

● 権限移譲への経緯

平成12年4月に地方分権推進一括法が施行され、市町村合併や県・市町村の地方分権に向けた体制整備が図られてきました。その一環として県事務の市町村への権限移譲事務について検討を行い、市では道路法第17条第2項に基づく県道の権限移譲について岩手県と協議を行いました。

● 道路法第17条第2項（管理の特例）とは

道路法第17条第2項では、指定市以外の市は、県に協議し同意を得て、当該市の区域に存する国道の管理で県が行うべきもの、並びに県道の管理を行うことができるとされています。

● 権限移譲により期待すること

県との協議により、住民生活に直結した行政サービスが担えるよう、地域生活密着道路との観点から、市内で起終点が完結する県道について、市へ権限移譲していただきました。これにより市では、次のような交流新拠点を目指した道路網整備と道路管理の取り組みを行っています。

・既存の市道と一体となった管理ができ、除雪についても一連の作業で実施できることから、市民サー

ビスの向上が図られる。

- ・ 県道改良事業について、市の裁量で改良事業の導入が可能となる。
- ・ 移譲を受けた道路の延長・面積に応じた交付金が国より直接市に交付される。
- ・ 観光道路として市独自の道路管理が可能となる。

平成 19 年 4 月 1 日、権限移譲に関する協定書を岩手県と八幡平市で締結しました。これにより八幡平市においては、移譲される道路の新築、改築、管理にかかる全ての権限をもって、道路除雪・道路の管理瑕疵賠償責任、占用手続きなどを行っています。

道路法第 17 条第 2 項に基づく管理の特例に関する協定書（抜粋）

道路法第 17 条第 2 項に基づく県道の管理の特例の実施について、岩手県（以下「甲」という。）と八幡平市（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（管理権限移譲路線及び移譲日）

第 1 条 甲は、次の路線（以下「移譲路線」という。）の管理権限を、平成 19 年 4 月 1 日（以下「移譲日」という）から、乙に移譲するものとする。

種 別	路線番号・路線名	延長 (m)
主要地方道	45 柏台松尾線	9,810.2
一般県道	126 田山停車場線	22.7
一般県道	127 荒屋新町停車場線	97.3
一般県道	191 大更停車場線	400.0
一般県道	227 田代平西根線	10,861.7
一般県道	233 焼走り線	8,361.1
計	6 路線	29,553.0

（書類の引継ぎ）

第 2 条 甲は、移譲路線の管理に関する書類その他関係図書を、乙に引き継ぐものとする。

（問題、紛争等解決の協力）

第 3 条 甲は、甲による移譲日以前の移譲路線の管理に起因する問題、紛争、訴訟等が生じたときは、乙に全面的に協力してその解決に当たらなければならない。



八幡平の火山湖



岩手山焼走り熔岩流



権限移譲を受けた県道6路線

4. 権限移譲を受けた県道の道路改良事業と管理状況について

●一般県道焼走り線道路改良事業

一般県道焼走り線は、「岩手山焼走り熔岩流」や「岩手山焼走り国際交流村」へ通じ、各種イベントや温泉施設の利用など年間を通し観光客が訪れ、また「八幡平温泉郷」へもアクセスする観光道路となっています。しかし、一部区間において車道幅員狭小のため、車両のすれ違いや冬期間の除雪にも支障を来していることから、平成21年度から市が道路改良事業に着手しました。



一般県道焼走り線の現況写真

● 県道の管理状況

県道6路線の道路修繕業務、舗装補修業務、道路除草業務、除雪業務などを市で行い、安全で快適な道路管理に努めています。



権限移譲を受けた県道（歩道）の舗装補修



権限移譲を受けた県道の運搬排雪

5. おわりに



「安比・ブナの二次林」



「八幡平アスピーテライン」

県道の権限移譲をいただいたことにより、市では県道と市道を一体として道路の管理を行っています。

市民の生活を守り、産業を支え、観光振興の一翼を担う交通基盤の整備、自然と共生した住みよまの創造に取り組んでいます。